令和4年定例第3回市議会会議録(第1日)

令和4年9月2日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河 野	一 仁	9番	上津原	博	
2番	森	弘 子	10番	荒巻	隆伸	
3番	村 上	義徳	12番	壇	康夫	
4番	奥 薗	由美子	13番	中 尾	眞智子	
5番	吉原	政 宏	14番	中 島	一博	
6番	末吉	達二郎	15番	宮 本	五市	
7番	古賀	義教	16番	牛嶋	利 三	
8番	前原	武美				

2. 不応招議員は次のとおりである。

11番 瀬 口 健

- 3. 出席議員は次のとおりである。 出席議員は応招議員と同じである。
- 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

 議会事務局長
 椛 嶋 晋 治
 係
 長 宋
 由美子

 参
 5
 田 中 裕 樹
 書
 記 大 木 新 介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市			長	松	嶋	盛	人	消	B	5	長	北	嶋	俊	治
副	市	ĵ	長	三重	重野	直	美	総	務	課	長	平	Щ	貞	雄
教	育	î	長	待	鳥	博	人	財	政	課	長	大	坪	康	春
監	査	委	員	平	井	常	雄	企画	画 振	興 課	: 長	木	村	勝	幸
総	務	部	長	西	Щ	俊	英	秘言	書 広	報 課	: 長	久保	井	千	代
保儉	建福	祉 部	長	盛	田	勝	徳			兼福副 所		末	吉		建
市兼	民 市 民	部是課	長 長	松	尾	和	久	環均	竟衛	生 課	. 長	宮	﨑	眞	_
環境	竟 経	済 部	長	坂	田	良	<u> </u>	農村	木水	産 課	:長	坂	本	生	治
建訂		市部	長	松	尾	武	吉	上-	下水	道課	. 長	甲斐	善田	裕	士
教	育	部	長	藤	吉	裕	治	水産	全林 發	を課題 発係水 当 係	(産	相	地	智	輝

- 7. 付議事件は、次のとおりである。
 - (1) 会期の決定について
 - (2) 会議録署名議員の指名について
 - (3) 監査報告について (例月出納検査)
 - (4) 請願付託の報告について
 - (5) 議案一括上程
 - (6) 提案理由説明
 - (7) 報告第8号 令和3年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の 報告について

- (8) 認定第1号 令和3年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (9) 認定第2号 令和3年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (10) 認定第3号 令和3年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (11) 認定第4号 令和3年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (12) 認定第5号 令和3年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について
- (13) 認定第6号 令和3年度みやま市上水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- (14) 認定第7号 令和3年度みやま市下水道事業決算の認定について
- (15) 議案第48号 みやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
- (16) 議案第49号 みやま市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について
- (17) 議案第50号 工事請負契約の締結について
- (18) 議案第51号 令和4年度みやま市一般会計補正予算(第5号)
- (19) 議案第52号 令和4年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

(追加日程)

(1) タブレット端末導入特別委員会の設置について

午前9時30分 開会

〇議長(牛嶋利三君)

ただいまから令和4年定例第3回市議会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、11番瀬口健君におかれましては、本日、欠席届が提出されておりますので、これを 許可しております。皆さん方にはどうぞ御承知おきをお願いしておきます。

また、3番村上義徳君におかれましては、会期中、質疑及び一般質問の再質問を着席のままで発言すること、起立採決を挙手で行うことを許可しておりますので、御承知おきをお願いしておきたいと思います。

日程第1 会期の決定について

〇議長(牛嶋利三君)

日程第1.会期の決定についてを議題といたします。

本件は先日の議会運営委員会におきまして協議をいただいております。委員長の報告を求めます。前原議会運営委員会委員長お願いします。

〇議会運営委員長(前原武美君)(登壇)

皆さんおはようございます。令和4年定例第3回市議会の運営につきまして、去る8月23 日に議会運営委員会を開催していただいておりますので、その内容について御報告を申し上 げます。

第1に、本会議に付議されました案件は、報告1件、認定7件、議案5件でございます。

第2に、本会議の開催は、本日9月2日から9月16日までの15日間といたします。

第3に、その日程でございますが、日程につきましては、既に皆様方に資料を配付しておりますので、御参照方よろしくお願いします。

第4に、審議方法について申し上げます。

認定第1号から認定第7号までの7件につきましては、決算審査特別委員会付託といたします。

議案第48号につきましては、総務常任委員会付託といたします。

議案第49号につきましては、文教厚生常任委員会付託といたします。

また、議案第50号につきましては、産業建設常任委員会付託といたします。

議案第51号及び議案第52号の2件につきましては、全体審議といたします。

なお、新型コロナウイルス感染対策のため、執行部につきましては、議案審議に必要最小 限での出席体制としております。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

〇議長(牛嶋利三君)

それでは、お諮りをいたします。本定例会の会期は本日から9月16日までの15日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月16日までの15日間と決定をいたしま

した。

日程第2 会議録署名議員の指名について

〇議長(牛嶋利三君)

日程第2.会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、4番奥薗由美子君、5番吉原政 宏君、両名を指名いたします。

日程第3 監査報告について (例月出納検査)

〇議長(牛嶋利三君)

日程第3. 監査報告について、監査委員の報告を求めてまいります。平井監査委員お願い いたします。

〇監査委員(平井常雄君)(登壇)

改めましておはようございます。それでは、例月出納検査の結果について御報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する 出納状況でございます。

現金の出納及び保管について、令和4年4月分から6月分までの各月月末現在における各会計別歳出簿の現金額は、金融機関残高証明及び支払証憑書類、その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら非違事項も認められず、全て適正に処理されておりました。

また、5月の検査の際に、現金の管理について現地での聞き取りを行いました。みやま市の歳計現金につきましては、その多くは金融機関に預金して管理されておりますが、釣銭等として利用するため、一部を現金として必要部署に配分されております。

今年度から高田、山川両支所における福岡銀行派出の廃止、また、自動交付機の設置等により増額されたこともあり、現金の保管状況の検査をいたしました。その結果、現金保管庫の鍵の取扱いが管理者以外でも取り扱えるような運用がなされておりました。このことにつきましては、今後見直し、検討をされるよう指導いたしました。

以上、例月出納検査の御報告を終わります。

日程第4 請願付託の報告について

〇議長(牛嶋利三君)

日程第4. 請願付託の報告について。

請願第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について、紹介議員の説明を求めてまいります。9番上津原博君お願いします。

〇9番(上津原 博君)(登壇)

改めましておはようございます。今回も請願を提出しました上津原でございます。今回も、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願でありますけれども、現在、教職員の配置含めて大変厳しいような状況が、これは全国的な課題として言われているというふうに思っております。当みやま市においても、今年度、中学校の教員配置については、なかなか厳しいような状況の中で運用せざるを得ないというような状況にも陥っているというふうにお伺いしております。だからこそ、今回も本当に大切な請願ではないかなというふうに思っております。

国に対して、そういったことが起きないような予算配置、それと今、学校現場においては働き方改革が推進されているというような状況もありますけれども、これをぜひとも絵に描いた餅ではなくて、実質行使ができるような環境もこの状況の中でつくっていっていただきたいというふうに思っております。

しかし、35人学級も表題に挙げておりますけれども、これについてはだんだん編制においてはそういった方向になってくるんではないかなというような状況も片や見受けられるというふうに思います。これに伴って、中学校、高校、これについてはまだ法整備ができていないというような状況もありますので、ぜひとも、これについても今現在をそのまま段階的に継続できるような環境を、文科省の指導の下、つくっていただくような法令もつくっていただきたいというふうに思っております。

それと、あと補助金の関係で、国からの教育費の補助金でありますけれども、これについては旧態依然として、3分の1に削られた分がまだ復活していないということで、本当に各地方では教育予算の充実を一生懸命訴えておりますけれども、なかなか実現していないという状況もありますので、ぜひとも教育予算の増額、これを2分の1に復活していただくような請願も一緒にやっていただきたいというふうに思います。

請願の趣旨については、るる申し上げましたけれども、地方自治法第99条の規定に基づき、

国に対して関係機関への意見書提出をしていただくよう、よろしくお願いしたいというふうに思います。

以上です。

〇議長(牛嶋利三君)

請願第3号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

続きまして、請願第4号 職業差別や偏見等の根絶を求める請願について、紹介議員の説明を求めてまいります。1番河野一仁君お願いします。

〇1番(河野一仁君)(登壇)

皆さんおはようございます。1番河野でございます。

それでは、私のほうから、職業差別や偏見等の根絶を求める請願についての説明を行います。

新型コロナウイルス感染症等に関連し、社会生活を支える職業への敬意と感謝を忘れず、 職業差別的な言動や排除するような行為を行われないことについて市議会が意思表明をする こと、市は個人情報に十分に配慮しつつ、職業差別や偏見等の根絶につながるように広報、 周知に努めることを求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(牛嶋利三君)

請願第4号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第5 議案一括上程

〇議長(牛嶋利三君)

日程第5. 議案の一括上程を行います。

報告第8号の1件、認定第1号から第7号までの7件、議案第48号から第52号までの5件 を議題といたします。

日程第6 提案理由説明

〇議長(牛嶋利三君)

日程第6. 市長の提案理由説明を求めます。松嶋市長お願いします。

〇市長(松嶋盛人君)(登壇)

改めまして、皆様おはようございます。本日ここに、令和4年第3回みやま市議会定例会 を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多用の中、御出席を 賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本議会に御提案いたします議案につきまして御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております報告第8 号 令和3年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから、 議案第52号 令和4年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)までの13件でご ざいます。

内訳といたしましては、決算に基づく本市の健全化判断比率及び資金不足比率の報告案件が1件、令和3年度の各会計における決算認定など認定案件が7件、また、条例の改正のほか、工事請負契約の締結や令和4年度一般会計予算の補正などについて議案5件を提案しております。

詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

日程第7 報告第8号

〇議長(牛嶋利三君)

日程第7.報告第8号 令和3年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を求めてまいります。西山総務部長お願いいたします。

〇総務部長(西山俊英君)(登壇)

皆様、改めましておはようございます。報告第8号 令和3年度決算に基づくみやま市健 全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、 健全化判断比率と資金不足比率を議会に報告するものでございます。

健全化判断比率の4つの指標につきましては、健全化判断比率報告書の表中、上段の数値 が本市の令和3年度決算数値、括弧書きの数値が早期健全化基準を示すものでございます。

まず、実質赤字比率は、普通会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、決算が黒字の場合はこの比率がありません。本市の令和3年度普通会計の決算は803,800千円の黒字で、実質赤字比率は該当ありません。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした連結の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、本市の令和3年度決算における全ての会計の収支は2,309,750千円の黒字となっており、連結実質赤字比率も該当ありません。

続いて、実質公債費比率は、債務負担行為などを含む実質的な公債費の決算額の標準財政 規模に対する比率でございますが、令和3年度は前年度より0.3ポイント悪化し、4.6%と なっております。

次に、将来負担比率は、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する 比率で、平成23年度から令和2年度までは数値は算定されておりませんでしたが、令和3年 度は、将来負担すべき負債の合計額が基金や今後地方交付税に算入される額の合計額を上回 り、プラスの0.3%となっております。

続いて、資金不足比率について御説明いたします。次ページをお願いいたします。

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であります。令和3年度決算の上水道事業会計及び下水道事業会計については黒字となっており、資金不足 比率は該当がありません。

本市の令和3年度決算は、いずれの指標も早期健全化の判定基準を大きく下回っており、 健全な数値となっております。また、地方公共団体健全化法の規定により、監査委員の監査 にも付しておりますので、申し添えます。

以上、報告第8号 令和3年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を終わります。

〇議長(牛嶋利三君)

これより監査委員の審査意見を求めてまいります。平井監査委員お願いいたします。

〇監査委員(平井常雄君)(登壇)

それでは、令和3年度みやま市の財政健全化、上水道事業及び下水道事業会計経営健全化 審査の意見を申し上げます。

審査につきましては、健全化判断比率及び資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和4年8月2日に実施し、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率につきましては、 早期健全化基準を下回っており、いずれも良好な状態でございます。

また、資金不足比率につきましても、経営健全化基準を大きく下回っており、良好な状態でございます。

詳細につきましては、別紙意見書を御高覧いただきたいと思います。

今後も早期健全化基準及び経営健全化基準を超えることがないよう、財政の健全化に向けて努力していただくことを期待し、簡単ではございますが、令和3年度の健全化審査意見とさせていただきます。

以上でございます。

〇議長(牛嶋利三君)

それでは、これより質疑を行ってまいります。質疑に当たっては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡明に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようお願いをいたします。

本件につきましては質疑の通告があっておりませんので、質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

日程第8~第14 認定第1号~認定第7号

〇議長(牛嶋利三君)

日程第8.認定第1号 令和3年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、 日程第14.認定第7号 令和3年度みやま市下水道事業決算の認定についてまでの7件について提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いいたします。

〇財政課長(大坪康春君)(登壇)

皆さん、改めましておはようございます。それでは、認定第1号から認定第5号まで、令和3年度みやま市一般会計及び各特別会計の決算の認定について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

なお、決算数値並びに主要な施策の成果の概要につきましては、令和3年度みやま市決算 に係る主要な施策の成果説明書を基に申し上げます。また、決算の数値につきましては、端 数を切り捨て、万円単位で申し上げますので、よろしくお願いいたします。少々長くなりま すけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、認定第1号 令和3年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明 をいたします。

成果説明書の4ページをお願いいたします。冊子のほうでございます。4ページをお願いいたします。

まず、I、決算規模・収支の状況でございますが、令和3年度みやま市一般会計の歳入決 算額は25,909,160千円、歳出決算額は24,900,400千円となり、歳入歳出差引額は1,008,760 千円でございます。これから翌年度に繰り越すべき財源205,040千円を差し引いた実質収支は803,710千円の黒字となっております。

歳入歳出決算額を前年度と比較いたしますと、歳入決算額はマイナス4.4%、歳出決算額 もマイナス5.5%とそれぞれ減少をしております。

続きまして、歳入の決算の概要について御説明をいたします。成果説明書、同じく4ページのⅡ、歳入の状況の表で御説明をいたします。

まず、1款. 市税の決算額は3,776,440千円、前年度比1.1%の増となっております。新型コロナ対策による徴収猶予分の納付に伴い、固定資産税が増加したことなどが主な要因でございます。

続いて、2款. 地方譲与税から12款. 交通安全対策特別交付金までは、国、県からそれぞれの制度に基づき交付をされております。

まず、2款. 地方譲与税は、自動車重量譲与税の増などにより、前年度比1.5%増の217,510 千円、7款. 地方消費税交付金は、コロナ禍からの経済回復等による消費税の増収により、 前年度比8%増の819,610千円となっております。

次に、11款. 地方交付税の決算額は6,430,640千円と歳入全体の24.8%を占めておりますが、前年度と比較して540,460千円の増、前年度比プラス9.2%となっております。臨時経済対策費などの創設や過疎対策事業債償還費の増などによる普通交付税の増によるものが主な要因でございます。

続いて、15款. 国庫支出金は、決算額4,659,850千円、前年度と比較して2,635,190千円の減、率にしてマイナス36.1%の大幅減となっております。これは前年度に特別定額給付金給付事業に係る国庫補助金が大きかったことなどが主な要因でございます。

次に、16款. 県支出金は、決算額2,158,750千円となっており、前年度比373,830千円、率にしてプラス20.9%の増でございます。これは食料産業・6次産業化交付金や地域防災がけ崩れ対策事業費補助金の増などによるものでございます。

次に、18款. 寄附金は297,120千円の決算額となっており、前年度に対して193,590千円の減、マイナス39.5%となっております。ふるさと寄附金の減が主な要因でございます。

最後に、22款. 市債は、決算額5,723,780千円、前年度比1,589,040千円の増、率にしてプラス38.4%でございます。これは新ごみ処理施設整備事業債や統合小学校施設整備事業債など、過疎対策事業債が大幅に増加したことが主な要因でございます。

続きまして、歳出決算について概要を御説明いたします。成果説明書の20ページをお願い いたします。

20ページのⅢ、歳出の状況の表で御説明をいたします。

まず、1款. 議会費は、決算額165,390千円、前年度に対し1,360千円の減でございます。 議員共済会負担金の減が主な要因でございます。

次に、2款.総務費は、決算額4,447,830千円、前年度に対し4,305,170千円の減、率にしてマイナス49.2%の大幅減となっております。これは前年度に市民1人当たり100千円を給付した特別定額給付金給付事業があったことや、ふるさとみやま応援基金積立金の減が主な要因でございます。

続きまして、3款. 民生費は7,870,960千円の決算額で、前年度比626,090千円の増、率にしてプラス8.6%となっております。国のコロナ支援策であります住民税非課税世帯等臨時特別給付金や子育て世帯臨時特別給付金の増などが主な要因でございます。

次に、4款. 衛生費は、決算額3,203,370千円で前年度比820,650千円の増、率にしてプラス34.4%の大幅増となっております。新ごみ処理施設整備に伴います有明生活環境施設組合負担金や新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増が主な要因でございます。

次に、6款. 農林水産業費は、決算額が1,547,760千円、前年度比192,790千円の増、率にしてプラス14.2%となっております。6次産業化施設整備事業費補助金や水田農業DX推進事業補助金の増などによるものでございます。

続きまして、7款. 商工費は489,600千円の決算額で前年度比62,060千円の増、率でプラス14.5%でございます。中小企業融資預託金やオルレコーストイレ設置工事費の増などが主な要因でございます。

次に、8款. 土木費は、決算額1,527,030千円、前年度比219,990千円の増、率でプラス16.8%となっております。下庄雨水ポンプ場設備改修工事費や地域防災がけ崩れ対策工事費の増が主な要因でございます。

続きまして、9款.消防費は750,300千円の決算額で前年度比42,350千円の減、率にしてマイナス5.3%でございます。これは前年度に筑後地域消防指令センターの設備改修に伴う負担金が大きかったことなどによるものでございます。

次に、10款. 教育費は、決算額2,438,600千円、前年度比580,450千円の増、率でプラス 31.2%の増となっております。統合小学校建設事業費や瀬高小学校体育館改修工事費の増が 主な要因でございます。

続いて、11款. 災害復旧費は、決算額833,350千円、前年度比243,450千円の増、率でプラス41.3%の増となっております。令和2年7月豪雨及び令和3年8月豪雨によります農業用施設、公共土木施設の補助災害復旧事業費の増によるものでございます。

最後に、12款.公債費は、決算額1,615,160千円、前年度比157,210千円の増、率にしてプラス10.8%となっております。平成29年度借入れのバイオマスセンター建設事業の元金償還開始による増などが主な要因でございます。

以上、一般会計決算の状況を御説明いたしました。引き続き特別会計の決算状況について 御説明をいたします。

認定第2号 令和3年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について 御説明をいたします。成果説明書は276ページでございます。

276ページの中ほど、令和3年度みやま市国民健康保険事業特別会計は、歳入決算額が5,812,680千円、歳出決算額が5,419,590千円で、歳入歳出差引額は393,090千円の黒字となっております。

277ページでございますが、前年度と比較いたしますと、歳入決算額合計で14,340千円の増、歳出決算額は107,090千円の減となっております。

277ページ上段、歳入決算額のうち、1款. 国民健康保険税は、県算定の標準保険料率改定などの影響により、決算額1,004,640千円、前年度比78,520千円の減となっております。また、歳出決算額のうち、3款. 国保事業費納付金の決算額は1,422,640千円、前年度比54,720千円の減となっております。

続きまして、認定第3号 令和3年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について御説明をいたします。成果説明書は286ページからでございます。

286ページの中ほど、令和3年度みやま市後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額669,140 千円、歳出決算額667,040千円、歳入歳出差引額は2,090千円の黒字となっております。同 ページ下の表でございますが、前年度と比較しますと、歳入決算額で8,560千円の増、次の ページ上段の歳出決算額で9,180千円の増となっております。保険料収入及び広域連合納付 金の増が主な要因でございます。

次に、認定第4号 令和3年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。成果説明書は290ページからでございます。

290ページでございます。まず、介護保険事業勘定でございますが、第8期介護保険事業計画の初年度に当たる令和3年度の歳入決算額は5,129,980千円、歳出決算額は4,841,030千円で、歳入歳出差引額は288,950千円の黒字となっております。

同ページ下の表でございます。前年度と比較しますと、歳入決算額で77,420千円の増、次ページ上段の歳出決算額で9,240千円の減となっております。

続いて、成果説明書303ページをお願いいたします。

303ページ中ほど、介護サービス事業勘定につきましては、歳入決算額22,650千円、歳出 決算額12,460千円で、歳入歳出差引額は10,190千円の黒字となっております。

最後に、認定第5号 令和3年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。成果説明書306ページでございます。最終のページでございます。

前年度に引き続き用地取得は行っておりませんので、歳入決算額は80千円、歳出決算額は ゼロ円、歳入歳出差引額は80千円の黒字となっております。

以上、認定第1号から認定第5号まで一括して御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

〇議長(牛嶋利三君)

続きまして、甲斐田上下水道課長お願いいたします。

〇上下水道課長(甲斐田裕士君)(登壇)

皆さん、改めましてこんにちは。それでは、認定第6号及び第7号を一括して御説明申し上げます。

まず、認定第6号 令和3年度みやま市上水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、 提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年度みやま市上水道事業会計決算書を御覧ください。

なお、決算数値につきましては、端数を切り捨て、万単位で申し上げますので、よろしく お願い申し上げます。

まず、決算書の15、16ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きの金額で、15ページ下段にあります収益 合計は513,770千円、16ページ下段、費用合計は465,940千円でございます。前年度と比較し まして、収益では13,220千円、2.5%の減、費用では10,330千円、2.2%の減となっておりま す。 次に、7ページを御覧ください。

損益計算につきまして、中段下ほどにあります経常利益は48,400千円となり、下段にあります特別利益と特別損失の差560千円を差し引いた当年度純利益は47,830千円となります。 前年度繰越利益剰余金が89,960千円ありますので、その他未処分利益剰余金変動額240千円と合わせ、当年度未処分利益剰余金は全体として138,040千円となります。

9ページを御覧ください。この剰余金の処分案が令和3年度みやま市水道事業剰余金処分 計算書案でございます。

資本金組入れの240千円を除いた137,790千円を繰越利益剰余金として来年度へ繰り越すこととしております。

次に、3ページ、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出につきましては、消費税込みの金額で、4ページ左上の収入決算額 144,460千円、同ページの下段にあります支出決算額361,230千円でございます。

収支不足額216,760千円につきましては、3ページから4ページの最下段に記載いたしておりますように、損益勘定留保資金等で補塡しており、資金不足は生じておりません。また、配水管布設替工事1件分、8,410千円を翌年度に繰越しいたしております。

最終の29ページに補てん財源明細書を掲載しております。右下の年度末残高は769,770千円となっております。

今後とも、経費節減等、企業努力を重ねながら事業を推進し、清浄な水の安定供給に努めてまいります。

なお、監査委員から綿密な審査をいただき、お手元に差し上げておりますような意見書を 頂いている次第でございます。

続きまして、認定第7号 令和3年度みやま市下水道事業決算の認定について、提案理由 の御説明を申し上げます。

令和3年度みやま市下水道事業会計決算書を御覧ください。

なお、決算数値につきましては、端数を切り捨て、万単位で申し上げますので、よろしく お願いいたします。

まず、決算書の18、19ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きの金額で、18ページ下段にあります収益 合計は640,410千円、19ページ下段の費用合計は633,410千円でございます。前年度と比較し まして、収益では6,120千円、0.9%の減、費用では4,050千円、0.6%の減となっております。 次に、7ページを御覧ください。

損益計算につきまして、中段下ほどにあります経常利益は7,420千円となり、下段にあります特別損失420千円を差し引いた当年度純利益は7,000千円となります。前年度繰越利益剰余金が9,070千円ありますので、当年度未処分利益剰余金は全体として16,080千円となります。

続きまして、9ページを御覧ください。

先ほどの剰余金につきましては、減債積立金の積立てをせず、16,080千円を繰越利益剰余金とし、次年度以降に繰り越すことといたしております。

続きまして、3ページ、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出につきましては、消費税込みの金額で、4ページ左上の収入決算額434,970千円、同ページの下段にあります支出決算額533,020千円でございます。収支不足額98,050千円につきましては、3ページから4ページの最下段に記載しておりますとおり、損益勘定留保資金等で補塡しており、資金不足は生じておりません。

最終の34ページに補てん財源明細書を掲載しております。右下の年度末残高は41,830千円 となっております。

今後とも、高いコスト意識を持って事業執行に努め、安定的な下水道サービスを提供して いくため、より一層の健全経営に努めてまいります。

なお、監査委員から綿密な審査をいただき、お手元に差し上げておりますような意見書を 頂いている次第でございます。

以上、認定第6号及び第7号を一括して御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、 認定いただきますようお願い申し上げます。

〇議長(牛嶋利三君)

それでは、続きまして監査委員の審査意見を求めてまいります。平井監査委員お願いいた します。

〇監査委員 (平井常雄君) (登壇)

それでは、決算審査意見を申し上げます。

令和3年度決算審査の対象は、みやま市一般会計歳入歳出決算から下水道事業会計決算までの7会計でございます。

決算規模といたしましては、一般会計と特別会計の合計額の決算額は、歳入決算額が37,543,725,342円、歳出決算額が35,840,537,292円となっており、一般会計、特別会計の全ての会計において黒字決算となっております。

次に、上水道事業会計の決算状況といたしまして、収益的収支につきましては、収益的収入が560,560,352円、収益的支出が487,987,653円となっております。

資本的収支につきましては、資本的収入が144,069,040円、資本的支出が361,232,592円で、収支差引216,763,552円の不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等を もって補塡されております。

また、下水道事業会計の決算状況といたしまして、収益的収支につきましては、収益的収入が678,788,348円、収益的支出が659,801,638円となっております。

資本的収支につきましては、資本的収入が434,975,450円、資本的支出が533,028,202円で、収支差引98,052,752円の不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等を もって補塡されております。

以上が令和3年度の決算規模でございますが、決算の概要につきましては決算審査意見書に記載をいたしておりますので、御高覧いただきたいと思います。

審査は水道事業会計を6月30日に、一般会計及び特別会計を7月13日から7月29日の間に 実施し、全ての課等について決算書及び成果説明書を中心に行い、その中で主なものを報告 させていただきます。

まず、一般会計及び特別会計について申し上げます。

1番目に税等の徴収でございますが、市税の徴収率は前年度と比較して1.6%増加し、 97.0%と良好な状態であります。今後も収入未済額の解消に向けて、なお一層の努力を望む ものであります。

2番目に、予算の流用及び充用でございます。

いずれも関係法令に基づいた適正な執行がなされておりますが、予算編成に当たっては、 より慎重を期されることを望むものであります。

3番目に、不用額についてでございます。

不用額については、経費節減に伴うものもありますが、新型コロナウイルス感染予防対策 に伴うものが多く見られました。今後も引き続き、事業内容を十分に精査した上で、予算を 計上するよう努めていただきたいと思います。 4番目に、その他でございますが、抜粋をいたしますと、補助金等を交付する際は、事業 内容を精査し、事業効果の確認も引き続きされること、新ごみ処理施設の運用につきまして は、引き続き関係機関での協議を続けられ、市民サービスの低下にならぬよう努められるこ と、企業誘致の用地につきましては、引き続き積極的な誘致をされること等を望みます。

5番目に、国民健康保険事業特別会計についてでございます。

少子高齢化、医療技術の高度化などにより、医療費は増加傾向にあり、早期発見、早期治療による保険給付費の抑制を図るため、特定健康診査等の受診率向上の対策を講じられるよう望むものであります。

次に、上水道事業会計について申し上げます。

本年度も黒字決算ではありますが、上水道事業行政の充実及び事業の健全化のため、今後 も漏水箇所の修繕及び老朽管の布設替え等を計画的に行い、有収率の向上を図ることを望む ものであります。

下水道事業につきましては、汚水処理原価が使用料単価を上回っている状況であります。 地方公営企業は独立採算による経営を求められることを念頭に置き、一般会計からの繰入れ が少なくなるよう、汚水処理構想や経営戦略の見直し等も今後検討されることを望みます。

以上、各会計について審査意見を申し上げましたが、今後も財政運営に当たっては、効率 的な予算執行と安定した財源の確保に努め、住民の福祉の増進のため、最少の経費で最大の 効果が上げられるよう、なお一層の研さんを望むものでございます。

以上で決算審査意見の報告を終わります。

〇議長(牛嶋利三君)

ただいまから令和3年度の決算審査に入りますが、今後、14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、審査することにいたしておりますので、質疑については簡潔にお願いをいたします。

質疑は認定第1号から認定第7号まで一括して行ってまいります。

なお、本件につきましては、質疑の通告があっておりませんので、質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

それでは、ここで皆さんにお諮りをいたしますが、認定第1号から認定第7号までの7件は、14名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号までの7件は、14名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することと決定いたしました。

決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によりまして、議長において、1番河野一仁君、2番森弘子君、3番村上義徳君、4番奥薗由美子君、5番吉原政宏君、6番末吉達二郎君、7番古賀義教君、8番前原武美君、9番上津原博君、10番荒巻隆伸君、11番瀬口健君――今日はお休みでございます。13番中尾眞智子君、14番中島一博君、15番宮本五市君、以上14名の諸君を指名いたします。

日程第15 議案第48号

〇議長(牛嶋利三君)

日程第15. 議案第48号 みやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いいたします。

〇総務部長(西山俊英君) (登壇)

議案第48号 みやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、昨年8月に人事院より明らかにされた、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と 仕事の両立支援のために講じる措置のうち、育児休業の取得回数制限や非常勤職員の育児休 業の取得要件緩和等について、令和4年10月1日から施行されることに伴い、国家公務員と の均衡の原則に基づき、同様の措置を講じるために本条例を改正するものでございます。

改正の主な内容は、育児休業の取得回数制限を緩和することや、非常勤職員の子の出生後 8週間以内の育児休業の取得要件の緩和、また、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業につ きまして、取得の柔軟化を図るものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(牛嶋利三君)

それでは、ここで質疑を行いたいと思いますが、通告があっておりませんので、質疑なし と認めます。

これで質疑を終わります。

議案第48号は総務常任委員会に付託をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は10時45分からお願いしたいと思います。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

〇議長(牛嶋利三君)

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

日程第16 議案第49号

〇議長(牛嶋利三君)

日程第16. 議案第49号 みやま市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について、 提案理由の説明を求めてまいります。藤吉教育部長お願いします。

〇教育部長 (藤吉裕治君) (登壇)

改めてこんにちは。議案第49号 みやま市市民センター条例の一部を改正する条例の制定 について、提案理由の御説明を申し上げます。

みやま市総合市民センターの設置及び使用料についての条例改正につきましては、本年3月議会にお諮りし、既に制定しておりますが、本年4月13日開催の第1回臨時議会で可決いただきました、総合市民センター建築工事に関する変更契約の中にコイン式ユニットシャワーへの変更も含まれておりました。そのため、ユニットシャワー利用に当たっては、利用者から使用料を頂くことになりますので、条例の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(牛嶋利三君)

それでは、これより質疑を行ってまいりますが、通告がございませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第49号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第17 議案第50号

〇議長(牛嶋利三君)

日程第17. 議案第50号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を求めます。松尾 建設都市部長お願いします。

〇建設都市部長(松尾武喜君)(登壇)

皆様、改めましてこんにちは。それでは、議案第50号 工事請負契約の締結について、提 案理由の御説明を申し上げます。

本件は、道路災害復旧工事に伴い、その予定価格が150,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

当該工事につきましては、契約締結後直ちに着工し、令和5年3月25日の完成を予定して おります。

工事の概要につきましては、被災箇所にて鋼管杭工及び横ボーリング工による復旧をする ものでございます。

今回の工事に当たりましては、条件付一般競争入札を実施しております。その結果、工事 請負人が鍋田・ユウキ特定建設工事共同企業体、請負金額は143,382,800円でございます。

資料として、一般競争入札結果表、契約内容表及び平面図を添付しておりますので、御参 照いただきたく存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(牛嶋利三君)

これより質疑を行ってまいりますが、通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第50号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第18 議案第51号

〇議長(牛嶋利三君)

日程第18. 議案第51号 令和4年度みやま市一般会計補正予算(第5号)について、提案 理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

〇財政課長(大坪康春君) (登壇)

それでは、議案第51号 令和4年度みやま市一般会計補正予算(第5号)について、提案 理由の御説明を申し上げます。またまた長くなりますけれども、よろしくお願いいたします。

令和4年度みやま市一般会計補正予算(第5号)は、歳入歳出予算にそれぞれ749,832千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22,589,923千円といたしております。

まず、予算書5ページをお願いいたします。

予算書5ページ、第2表、債務負担行為補正ですけれども、来年度以降の債務を負担する ため、令和5年4月に開校いたします高田小学校のスクールバス運行委託料28,000千円を追加いたしております。

次に、予算書6ページ、第3表、地方債補正は、歳出予算と連動し、過疎対策事業の限度額を変更いたしております。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明をいたします。予算書9ページからでございます。

9ページ、15款1項1目の障害児通所等支援給付費負担金は、障がい児支援サービス費に係る国庫負担金で、26,324千円を計上いたしております。補助率2分の1でございます。

次の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金55,982千円は、オミクロン株に対応したワクチン接種費用に係る国庫負担金でございます。

次に、予算書10ページ、15款2項1目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、本市の新型コロナ支援策でありますがんばりグッチョ・全力応援事業・第4弾の経費に充てるため、120,241千円を追加いたしております。

次に、3目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金44,816千円は、ワクチン接種に係る事務費補助金で、補助率10分の10でございます。

次に、予算書飛びまして12ページをお願いいたします。

12ページ、16款2項4目.農林水産業費県補助金は、歳出予算と連動し、それぞれ追加をいたしております。

次に、予算書、また飛びまして14ページをお願いいたします。

14ページ、20款1項1目. 前年度繰越金464,342千円は、一般財源の額を調整して計上いたしております。

続いて、15ページの市債でございますが、歳出予算と連動し、防火水槽整備事業債13,100 千円を追加いたしております。

続いて、歳出予算の主なものについて御説明をいたします。予算書16ページからでございます。

2款1項9目の財政調整基金積立金は、財政調整基金条例に基づき450,000千円を追加いたしております。

続いて17ページ、2款2項1目の税務事務費は、来年2月から3月に行われる確定申告に おける感染防止対策を図るための経費で、総額489千円を計上いたしております。

次に、予算書18ページ、3款1項1目の地域医療福祉事業所継続応援金36,000千円は、感染防止対策を講じながら、本市の地域医療・福祉サービスを提供いただいている医療福祉事業所に対し、今後も継続した事業を実施していただくための応援金を支給するものでございます。

次に、4目の障がい児支援サービス費52,648千円は、放課後等デイサービス費や児童発達 支援サービス費などの不足見込み分を追加いたしております。

続いて19ページ、3款2項1目の放課後児童クラブ運営委託料1,888千円は、放課後児童 支援員等の処遇改善を図るための経費を追加補正するものでございます。

次に、予算書20ページ、4款1項2目のインフルエンザ予防接種助成金8,960千円は、十分な感染対策が難しい子供たちの健康を守るとともに、子育て世帯の負担軽減を図るため、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成するものでございます。

次の新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、オミクロン株に対応したワクチン接種開始に対応するため、ワクチン接種委託料55,982千円及びコールセンター運営業務等のワクチン接種体制確保業務委託料40,800千円をそれぞれ追加するものでございます。

続いて21ページ、4款2項2目の分別収集受付感染防止対策工事費は、分別収集の際に、 市民や作業員が密にならないよう作業用テントを整備するもので、2,100千円を計上いたし ております。

次に、予算書22ページをお願いいたします。

6款1項3目の新規就農者育成総合対策事業補助金5,842千円は、新規就農者支援のうち、 機械・施設導入支援分が不足する見込みのため、追加補正をするものでございます。

次の省エネ園芸農業緊急支援事業補助金4,636千円は、新技術に対応した省エネ機械導入 費用の一部を助成するものでございます。

また、その次の施設園芸用燃油価格高騰対策事業補助金は、施設園芸農家において、燃油 価格高騰に伴う農業経営への影響を軽減するため、価格高騰分に対して助成するもので、 32,000千円を計上いたしております。

次に、4目の畜産飼料高騰対策事業費補助金1,692千円は、飼料価格高騰の影響を受けている畜産業者の負担を軽減するため、価格高騰分に対して助成をするものでございます。

続いて23ページ、7款1項2目の運送事業者支援事業補助金15,000千円は、燃料価格高騰の影響を大きく受けているトラック運送事業者に対し、支援金を支給するものでございます。 次に、予算書24ページをお願いいたします。

9款1項3目の防火水槽設置工事費12,000千円は、消防水利を確保するため、瀬高町本郷 地区に防火水槽を新設するものでございます。

続いて25ページ、10款1項2目の備品購入費は、オンライン学習用撮影カメラセットを全小・中学校に1セットずつ追加購入するもので、770千円を計上いたしております。

次に、予算書26ページ、2項1目のWi - Fi 設備設置工事費928千円は、子供たちの学びの継続及び避難所としての環境整備のため、桜舞館小学校多目的ホールにWi - Fi 設備を設置するものでございます。

次に、2項2目の教育振興費及び27ページの3項2目.教育振興費の修学旅行等キャンセル料補助金は、修学旅行等でキャンセルが発生した場合、保護者の負担軽減のため、キャンセル料を市が負担するものでございます。

最後に、予算書28ページをお願いいたします。

28ページ、10款4項5目の山川市民センター空調整備工事費は、空調機を整備し、換気機能を向上させることで感染防止対策を図るもので、20,000千円を計上いたしております。

なお、詳細な内容につきましては資料に記載しておりますので、御参照いただきたいと存 じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(牛嶋利三君)

それでは、これより質疑を行ってまいります。質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

まず、歳出3款1項4目. 障がい者福祉事務費に対する質疑を行ってまいります。13番中 尾眞智子君。

〇13番(中尾眞智子君)

3款1項4目の障がい者福祉事務費の中の在宅障がい児・者等実態調査謝礼という項目が 挙がっております。これにつきまして、実態調査の結果、どのような事業に活用されるため にされるのか、調査員の謝礼を出されたのかということをお聞きしたいと思います。

〇議長(牛嶋利三君)

末吉福祉課長兼福祉事務所副所長。

〇福祉課長兼福祉事務所副所長 (末吉 建君)

中尾議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

この在宅障がい児・者等実態調査でございますけれども、この調査は厚生労働省が5年ごとに実施いたします統計調査でございまして、12月1日を基準日としまして、全国で行われる調査でございます。厚労省のほうから市が受託をして行う事務となります。

したがいまして、御質問の通告書に記載いただいておりました、個別支援計画の作成等に ということで書いてございましたけれども、こういった計画の作成に活用するものではござ いませんで、厚労省が障がい者施策の推進に向けた検討、こういったものをする際の基礎資 料とされるものでございます。

もう少し具体的に申し上げますと、例えば、障がいをお持ちの方の相談支援体制の整備を 促進しましたり、あるいは障がい福祉サービスの確保や質の向上等につきまして、厚労省が 検討されるに当たっての基礎資料となるものでございます。

なお、この調査は、本市ではおよそ130世帯が調査の対象となる予定でございまして、この130世帯の中で障害者手帳をお持ちの方などにつきまして回答をお願いするという調査になってございます。

以上でございます。

〇議長(牛嶋利三君)

13番中尾眞智子君。

〇13番 (中尾眞智子君)

ありがとうございました。私、個別支援計画の作成などに利用されるのかなと思いまして、 どういう調査をされるのか、的確な調査をしていただくためにということでお尋ねしており ましたけれども、基礎的なものになるということでしたので、障がい者の皆さんのためにい い方向に向いてくれるといいなと思います。

それから、厚労省のそういう、例えば、障がい者のためのいろんな施策ができたときに、 国、県の事業の場合、市も国、県と一緒に横断的になって、例えば、保健所のほうで手続し てくださいとかいうようなときは、市も力になれるようなところは力になってほしいなと思 いながら尋ねたところでございます。よろしくお願いします。ありがとうございました。

〇議長(牛嶋利三君)

以上で通告による質疑は終わりましたが、ほかに障がい者福祉事務費に対する質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

質疑なしと認めます。

次に、歳出6款1項4目. 畜産業費に対する質疑を行ってまいります。3番村上義徳君。

〇3番(村上義徳君)

22ページ、6款1項4目. 畜産業費です。質疑は3点ございます。

畜産飼料高騰対策事業補助金、これにつきまして補正予算書には――資料のほうにも書いてございますけれども、乳牛、肉牛、鶏が対象になっております。市内には養豚業者もありますが、豚が対象になっていない理由の説明をお願いします。

2点目、補正予算書には補助金とありますけれども、説明資料のほうに補助、それから助成、これが表記が混同してあります。これはどちらなのか非常に分かりづらいので、どちらなのか説明をお願いします。

それと、最後のほうに定額助成という表記がございますけれども、この定額というのは何に対しての定額なのか、説明をお願いします。

以上3点です。

〇議長(牛嶋利三君)

坂本農林水産課長。

〇農林水産課長(坂本生治君)

村上議員さんの質疑につきまして御説明申し上げます。

まず、乳牛、肉牛、鶏が対象になっていますけれども、養豚業者の豚が対象になっていない理由についてお答えします。

現在、みやま市では2軒の養豚業者がございます。この2軒の養豚業者につきましては、 委託業者により子豚を預かり大きくする、いわゆる肥育豚に当たります。肥育豚は必要とな る飼料等についても業者より提供されており、今回の飼料高騰の影響を受けにくいというこ とから対象外としております。

次の補助金の関係につきましては、予算全体に関することになりますので、後で財政課の

ほうより説明をいたします。

3つ目の定額(助成)とはという質問につきましては、高騰する畜産飼料に対しまして、 国からの高騰分の2分の1の補助がありますので、この2分の1を除いた額に対しまして、 牛1頭当たり4,700円、鶏100羽当たり3,200円を定額により助成するものでございます。 以上、説明を終わります。

〇議長(牛嶋利三君)

大坪財政課長。

〇財政課長 (大坪康春君)

村上議員さんの2点目の補助と助成、表記が混在しているけど、どちらなのかというお尋ねに財政課のほうで回答をさせていただきたいと思います。

本市において、補助と助成の表記の使い分け、特に明確に使い分けを行っているわけでは ございません。予算書においては、18節の中の細説において負担金、補助金、交付金と、こ の3つに分かれております。助成金については補助金に含まれるというふうに自治法上は なっているというところでございます。

ただし、私ども、議員さんおっしゃるとおり、資料のほうで1つの事業の中に補助と書いたり、助成と書いたり、表記が混在をしております。分かりにくくて大変申し訳ございません。今後は1つの事業で同じような表現の仕方で説明をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇議長(牛嶋利三君)

以上をもちまして、通告による質疑は終わりましたけれども、ほかに畜産業費に関する質 疑がありましたら、挙手をお願いしたいと思いますが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(牛嶋利三君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第51号は会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

御異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

日程第19 議案第52号

〇議長(牛嶋利三君)

日程第19. 議案第52号 令和4年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いいたします。

〇財政課長(大坪康春君)(登壇)

それでは、議案第52号 令和4年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、介護保険事業勘定の歳 入歳出予算にそれぞれ33,222千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,064,668千円 といたしております。

まず、歳入予算でございます。6ページをお願いいたします。

6ページ、3款2項3目の介護保険事業費補助金146千円は、歳出予算と連動し、計上をいたしております。

次に、予算書飛びまして8ページ、8款1項1目の前年度繰越金33,003千円は、財源を調整し、計上をいたしております。

次に、歳出予算について御説明をいたします。予算書は9ページからでございます。

1款1項1目の一般管理費219千円は、介護予防の推進を図るため、介護予防体操の動画 を作成するものでございます。

次に、予算書10ページ、7款1項2目の国県補助金等返還金は、介護給付費等事業費や地域支援事業費などの前年度精算による返還金33,003千円を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(牛嶋利三君)

それでは、これより質疑を行いますが、通告があっておりませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第52号は会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思い

ます。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

御異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

お諮りをいたします。タブレット端末導入特別委員会の設置について、本件を日程に追加 し、追加日程第1として議題としたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

御異議なしと認めます。よって、タブレット端末導入特別委員会の設置についてを日程に 追加し、追加日程第1として議題とすることと決定をいたしました。

追加日程第1 タブレット端末導入特別委員会の設置について

〇議長(牛嶋利三君)

それでは、追加日程第1. タブレット端末導入特別委員会の設置についてを議題といたします。

議会運営委員会の効率化、ペーパーレス化の推進のためのタブレット端末導入について、 6名の委員で構成するタブレット端末導入特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終 了するまで閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

御異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定によりまして、議長において、 3番村上義徳君、4番奥薗由美子君、5番吉原政宏君、9番上津原博君、10番荒巻隆伸君、 14番中島一博君、以上の6名の諸君を指名いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は9月5日となっておりますので、御承知おきをお願いいたします。

午前11時14分 散会